

令和4年5月16日

NPO法人市民科学研究室

上田 昌文 様

東京都環境局環境改善部
大気保全課長
(公印省略)

質問状について (回答)

令和4年4月8日付東京外環道路建設におけるシールドマシンによる地下トンネル工事に伴う騒音・振動・低周波音の測定に関する要望及び公開質問状に関しまして、環境局に関係する内容について、別紙のとおり回答します。

<問い合わせ先>

東京都環境局環境改善部大気保全課

騒音振動対策担当

電話 : 03-5388-3498

E-mail: S0000722@section.metro.tokyo.jp

別紙

回答書

都は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例において、建設工事に伴い発生する騒音及び振動に係る規制を定めております。この規制に関する事務の権限は、区市に委譲しております。

東京外環道路建設におけるシールド工事について、地元の関係区市が、こうした条例を踏まえて、施工者に対し、指導を行っております。

工事が再開される場合に当たっても、関係区市は、引き続き対応するものと考えます。

以上